

低炭素建築物の認定申請手数料の算定方法について

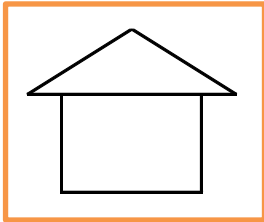
低炭素建築物の認定申請手数料は、認定の対象範囲によって手数料の算定方法が異なります。また事前に登録住宅性能評価機関等の技術的審査の適合証の交付を受けた場合にも異なります。

変更申請手数料については、認定申請手数料の1/2の金額になります。

認定申請に合わせて建築確認申請を同時に提出する場合には、別途建築確認申請手数料が必要です。

1. 「住戸の部分のみ」の場合

一戸建て住宅の場合



●一戸建ての住宅の場合は、表1の1戸の金額となります。

適合証あり	6,000円
適合証なし	38,000円

分譲事業者が複数の住宅を申請する場合は、住宅毎に申請書を作成し、それぞれ上記の手数料が必要になります。

共同住宅の場合(住戸認定のみ)

共同住宅等の住戸認定の場合、同時に申請する戸数に応じて表1の金額となります。

認定された各住戸それぞれに認定通知書が交付されます。

単位:円

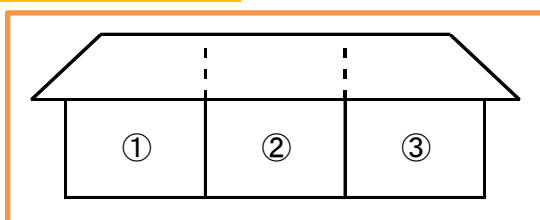
区分	適合証あり	適合証なし
1戸	6,000	38,000
2～5戸	11,000	75,000
6～10戸	18,000	104,000
11～25戸	29,000	146,000
26～50戸	48,000	208,000
51～100戸	85,000	298,000
101～200戸	134,000	402,000
201～300戸	169,000	526,000
301戸～	181,000	617,000



●建築物全体の住戸20戸の内、住戸認定申請10戸の場合

適合証あり	18,000円
適合証なし	104,000円

長屋の場合



●3戸の場合

適合証あり	11,000円
適合証なし	75,000円

2. 「建築物全体」、または「建築物全体及び住戸の部分」の場合

建築物全体の認定の場合、同時に申請する住戸認定があれば表1の金額に加え、非住宅部分の面積に応じ、表2、表3の金額の合計が申請手数料となります。
(手数料=表1+表2+表3)

共同住宅の共用部分は表3の外皮性能評価に係る加算額の対象に算入されません。

単位:円

区分	適合証あり	適合証なし
1戸	6,000	38,000
2~5戸	11,000	75,000
6~10戸	18,000	104,000
11~25戸	29,000	146,000
26~50戸	48,000	208,000
51~100戸	85,000	298,000
101~200戸	134,000	402,000
201~300戸	169,000	526,000
301戸~	181,000	617,000

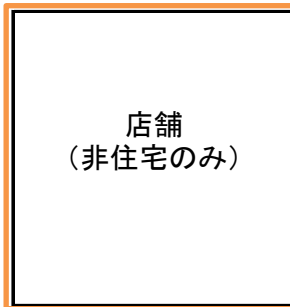
単位:円

区分	適合証あり	適合証なし
~300㎡	11,000	117,000
300超~2,000㎡	29,000	191,000
2,000超~5,000㎡	85,000	297,000
5,000超~10,000㎡	134,000	380,000
10,000超~25,000㎡	169,000	454,000
25,000㎡超	211,000	528,000

単位:円

区分	-	適合証なし
~300㎡	-	138,000
300超~2,000㎡	-	214,000
2,000超~5,000㎡	-	279,000
5,000超~10,000㎡	-	325,000
10,000超~25,000㎡	-	377,000
25,000㎡超	-	420,000

非住宅の場合



●非住宅のみの店舗、延床面積3,000㎡の場合 (表2+表3)

適合証あり 85,000+0=85,000円

適合証なし 297,000+279,000=576,000円

共同住宅の場合(建築物全体と住戸認定)



●建築物全体の住戸20戸の内、認定申請10戸、共同住宅の共用部分200㎡の場合 (表1+表2)

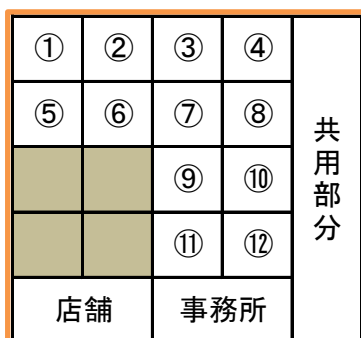
全体戸数による

共用部分の面積200㎡

適合証あり 29,000+11,000=40,000円

適合証なし 146,000+117,000=263,000円

複合建築物の場合(建築物全体と住戸認定)



●建築物全体の住戸16戸の内、認定申請12戸、共同住宅の共用部分200㎡、店舗100㎡、事務所100㎡の場合 (表1+表2+表3)

全体戸数による

非住宅部分の面積400㎡

適合証あり 29,000+29,000+0=58,000円

適合証なし 146,000+117,000+138,000=401,000円

非住宅部分の加算200㎡(共同住宅の共用部分を除く)